

令和7年（2025年）8月組織改正を踏まえた八王子市地域防災計画（令和7年修正）

新旧対照表

No.	編 ページ	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	号	号タイトル	旧	新
1	1編-8	2	防災機関の業務大綱	1	市	2	各部等			環境部 1 災害時の環境保全及び環境回復に関すること 2 被災地の消毒等防疫対策の協力に関すること 3 井戸の活用（応急給水）の協力に関すること 4 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の総合調整に関すること 5 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の総合調整に関すること 6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること	環境部 1 災害時の環境保全及び環境回復に関すること 2 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の総合調整に関すること 3 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の総合調整に関すること 4 生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること 5 応急給水に関すること 6 災害時のトイレ対策に関すること 7 雨水対策に関すること 8 関係機関との連絡調整に関すること 9 被災地の消毒等防疫対策の協力に関すること 10 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
2	1編-8	2	防災機関の業務大綱	1	市	2	各部等			資源循環部 1 生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の協力に関すること 3 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること 4 応急給水の実施の協力に関すること 5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること	削除
3	1編-8	2	防災機関の業務大綱	1	市	2	各部等			水循環部 1 応急給水に関すること 2 所管施設の災害予防及び復旧に関すること 3 災害時のトイレ対策に関すること 4 雨水対策に関すること 5 土砂災害警戒区域等の情報収集及び警戒に関すること 6 関係機関との連絡調整に関すること 7 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること	削除
4	2編-23	1	災害に強い都市づくり	12	土砂災害対策	5	山地災害・土石流等防止対策の推進	2	土砂災害警戒区域等（土石流）の安全化	(2) 土砂災害警戒区域等（土石流）の安全化 東京都は、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を実施している。市は、これら、危険区域の把握に努める。 [水循環部]	(2) 土砂災害警戒区域等（土石流）の安全化 東京都は、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を実施している。市は、これら、危険区域の把握に努める。 [道路交通部]

No.	編 ページ	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	号	号タイトル	旧	新
5	2編-25	1	災害に強い 都市づくり	13	総合的な治水対 策の推進	1	河川整備の推進			河川法の適用となる河川は、八王子市内に18河川あり、これらの河川は、国及び東京都により管理されている。 国は、令和5年3月に多摩川水系整備基本方針を変更し、将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標水量である洪水の規模（基本高水）を約1.2倍とした。また、東京都では、気候変動に伴い降雨量が1.1倍に増加する可能性を踏まえ、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」及び「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、今後は対策強化流域において気候変動に対応した河川施設の整備を推進していくとしている。 市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し、河川などの整備を推進するよう要請していく。 [水循環部]	河川法の適用となる河川は、八王子市内に18河川あり、これらの河川は、国及び東京都により管理されている。 国は、令和5年3月に多摩川水系整備基本方針を変更し、将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標水量である洪水の規模（基本高水）を約1.2倍とした。また、東京都では、気候変動に伴い降雨量が1.1倍に増加する可能性を踏まえ、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」及び「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、今後は対策強化流域において気候変動に対応した河川施設の整備を推進していくとしている。 市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し、河川などの整備を推進するよう要請していく。 [道路交通部]
6	2編-25	1	災害に強い 都市づくり	13	総合的な治水対 策の推進	2	水路と公共下水道（雨水）の整備			市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画を検討、策定し整備を行う。 [水循環部]	市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画を検討、策定し整備を行う。 [環境部・道路交通部]
7	2編-26	1	災害に強い 都市づくり	13	総合的な治水対 策の推進	5	水防体制の充 実・強化	2	東京都水防災総合情報システム等の活用	(2) 東京都水防災総合情報システム等の活用 東京都は、洪水などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、水防上必要な地点に水位計、雨量計を設置し観測データを把握するとともに、河川監視カメラの映像等をシステム化し水防に係る多様な情報を集中管理する「東京都水防災総合情報システム」を構築し、東京都ホームページで提供している。本システムで収集された河川水位、雨量データ等は防災行政無線を使用した共有情報となっているため東京都の各建設事務所においても本庁同様の情報をリアルタイムで入手でき、本市においては、防災課に設置してある東京都災害情報システム端末経由で見ることができることから、引き続き有効活用に努める。 [生活安全部・水循環部]	(2) 東京都水防災総合情報システム等の活用 東京都は、洪水などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、水防上必要な地点に水位計、雨量計を設置し観測データを把握するとともに、河川監視カメラの映像等をシステム化し水防に係る多様な情報を集中管理する「東京都水防災総合情報システム」を構築し、東京都ホームページで提供している。本システムで収集された河川水位、雨量データ等は防災行政無線を使用した共有情報となっているため東京都の各建設事務所においても本庁同様の情報をリアルタイムで入手でき、本市においては、防災課に設置してある東京都災害情報システム端末経由で見ることができることから、引き続き有効活用に努める。 [生活安全部・ 道路交通部]
8	2編-26	1	災害に強い 都市づくり	13	総合的な治水対 策の推進	5	水防体制の充 実・強化	3	八王子市水位等監視情報システムの活用	(3) 八王子市水位等監視情報システムの活用 市は、令和5年（2023年）4月、市内6か所の水路に雨量観測所、水位観測計、ライブカメラを設置し、降雨予測、降雨情報、水路の状況をリアルタイムで観測できる「八王子市水位等監視情報システム」の運用を開始した。このシステムでは従前から市が設置している7か所の雨量観測所のほか、国や東京都が設置した雨量観測所や水位観測所等のデータについても併せて確認できるため、多くの市民が利用し、早期の防災行動につながるよう積極的に周知を図る。 [水循環部・生活安全部]	(3) 八王子市水位等監視情報システムの活用 市は、令和5年（2023年）4月、市内6か所の水路に雨量観測所、水位観測計、ライブカメラを設置し、降雨予測、降雨情報、水路の状況をリアルタイムで観測できる「八王子市水位等監視情報システム」の運用を開始した。このシステムでは従前から市が設置している7か所の雨量観測所のほか、国や東京都が設置した雨量観測所や水位観測所等のデータについても併せて確認できるため、多くの市民が利用し、早期の防災行動につながるよう積極的に周知を図る。 [道路交通部 ・生活安全部]
9	3編-2	1	応急活動体制	2	災害警戒本部の 設置	2	災害警戒本部の 組織			災害警戒本部員 生活安全部長（本部長） 市長公室長、危機管理参事、総合経営部長、市民活動推進部長、総務部長、契約資産部長、財政部長、市民部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、産業振興部長、資源循環部長、水循環部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長、市長公室危機管理政策担当課長	災害警戒本部員 生活安全部長（本部長） 市長公室長、危機管理参事、総合経営部長、市民活動推進部長、総務部長、契約資産部長、財政部長、市民部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、産業振興部長、 環境部長、資源循環担当部長 、都市計画部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、生活安全部防犯課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長、市長公室危機管理政策担当課長

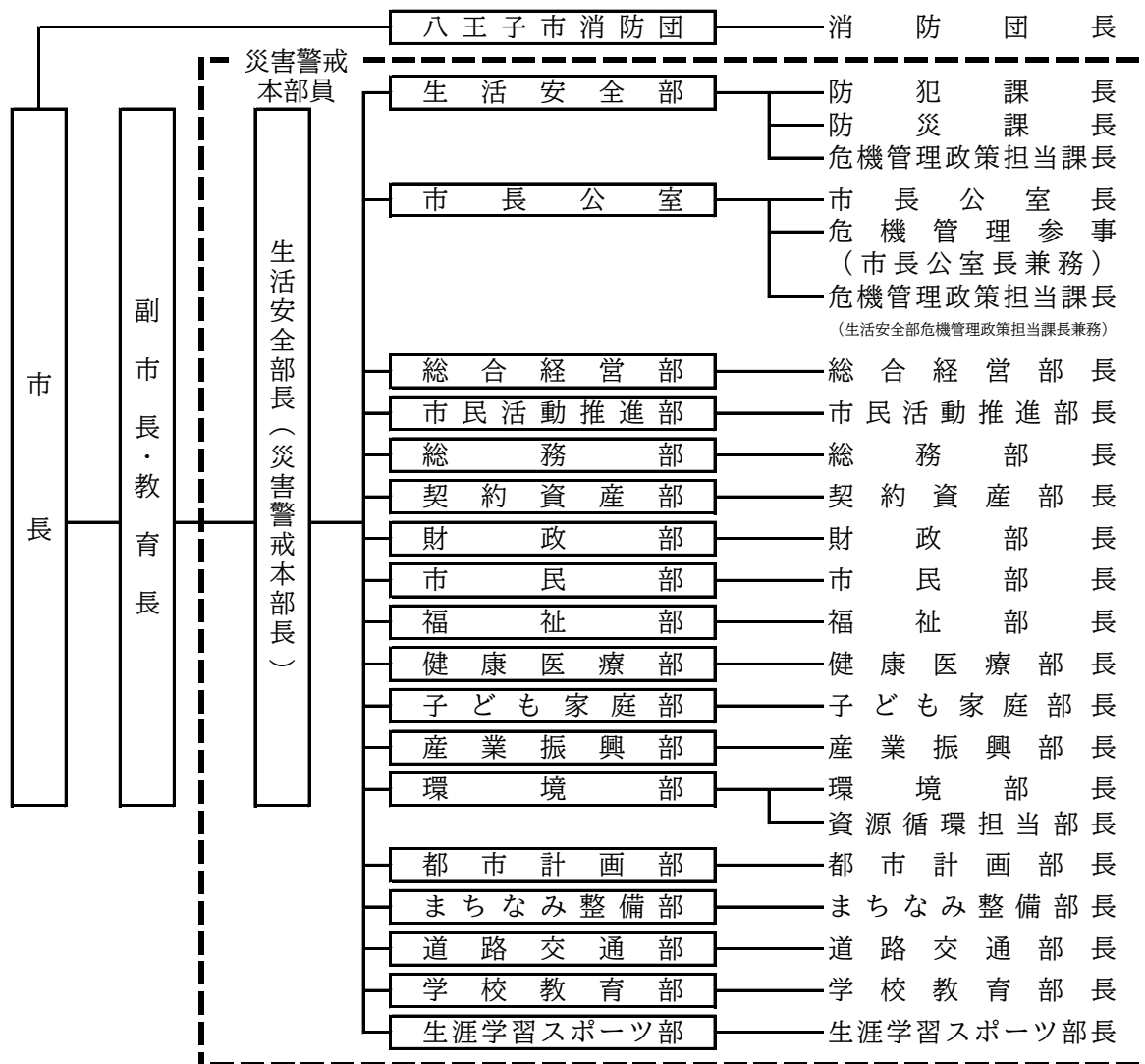
No.	編 ページ	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	号	号タイトル	旧	新
10	3編-4	1	応急活動体制	2	災害警戒本部 の設置	2	災害警戒本部の 組織			八王子市災害警戒本部組織図	別紙「第3編災害警戒本部組織図」に修正
11	3編-10	1	応急活動体制	4	災害対策本部の 運営	2	災害対策本部の 組織等			八王子市災害対策本部組織図	別紙「災害対策本部組織図（震災・風水害共通）」に修正
12	3編-16	1	応急活動体制	4	災害対策本部の 運営	5	分掌事務			災対資源循環・環境部 環境部 資源循環部 ○災害時の環境保全及び環境回復に関すること ○生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること ○被災地の消毒等防疫対策に関すること ○遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関するこ と ○倒壊建物生理め等被災者の救出に関すること ○重傷被災者等の搬送に関すること ○応急給水の実施の協力に関すること ○地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること ○遺体の収容及び埋葬の協力に関すること ◆所管事項に係る災害復興対策に関すること	災対環境部 環境部 ○災害時の環境保全及び環境回復に関すること ○生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること ○被災地の消毒等防疫対策に関すること ○遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関するこ と ○倒壊建物生理め等被災者の救出に関すること ○重傷被災者等の搬送に関すること ○応急給水に関すること 初動～ ○災害時のトイレ対策に関すること 初動～ ○地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること ○遺体の収容及び埋葬の協力に関すること ○災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること 初動～ ◆所管事項に係る災害復興対策に関すること
13	3編-16	1	応急活動体制	4	災害対策本部の 運営	5	分掌事務			災対水循環部 水循環部 ○応急給水に関すること ○災害時のトイレ対策に関すること ○土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること ○災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること ◆所管事項に係る災害復興対策に関すること	削除
14	3編-30	2	情報の収集、調査、 報告等	4	各種の被害調査	1	被害調査			上水道被害 下水道被害 災対水循環部 河川・水路施設施設の被害 災対水循環部 砂防施設関係の被害 災対水循環部、災対道路交通部	上水道被害 下水道被害 災対環境部 河川・水路施設施設の被害 災対道路交通部 砂防施設関係の被害 災対道路交通部
15	3編-32	2	情報の収集、調査、 報告等	7	危険箇所情報等 の収集等	1	土砂災害警戒区 域等の危険箇所			災対まちなみ整備部、災対水循環部、災対道路交通部、災 対産業振興部、災对生活安全部は、次の土砂災害警戒区域等 の危険箇所の現地の状況を把握し、周辺の情報を収集して災 害対策本部へ報告する。	災対まちなみ整備部、災対道路交通部、災対産業振興部、 災对生活安全部は、次の土砂災害警戒区域等の危険箇所の現 地の状況を把握し、周辺の情報を収集して災害対策本部へ報 告する。
16	3編-33	2	情報の収集、調査、 報告等	7	危険箇所情報等 の収集等	1	土砂災害警戒区 域等の危険箇所			土砂災害警戒区域等の危険箇所 ○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（災対水循環部・災対道 路交通部・災对生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（災対まちなみ 整備部・災对生活安全部） ○ 山地災害危険地区（災対産業振興部） ○ その他危険と認める箇所	土砂災害警戒区域等の危険箇所 ○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（災対道路交通部・災対 生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（災対まちなみ 整備部・災对生活安全部） ○ 山地災害危険地区（災対産業振興部） ○ その他危険と認める箇所

No.	編 ページ	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	号	号タイトル	旧	新
17	3編-52	6	救助・救急・消防活動等							第5節 水防対策 市担当 災対水循環部、災対道路交通部、災対生活安全部、災対消防部	第5節 水防対策 市担当 災対道路交通部、災対生活安全部、災対消防部
18	3編-141	17	ライフライン、公共施設等の応急対策							第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策 市担当 災対水循環部、災対道路交通部	第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策 市担当 災対道路交通部
19	3編-154	17	ライフライン、公共施設等の応急対策	7	道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策					道路管理者、河川管理者は、地震が発生したときは、各所管の道路、橋りょう、河川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。災対道路交通部及び災対水循環部は、市が管理する施設の応急復旧対策を行う。	道路管理者、河川管理者は、地震が発生したときは、各所管の道路、橋りょう、河川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。災対道路交通部は、市が管理する施設の応急復旧対策を行う。
20	4編-4	1	水防本部体制	2	水防本部の設置	2	水防本部の組織	1	水防警戒本部の組織	八王子市水防警戒本部の組織図	別紙「第4編水防警戒本部組織図」に修正
21	4編-5	1	水防本部体制	2	水防本部の設置	2	水防本部の組織	2	水防対策本部の組織	八王子市水防対策本部の組織図	別紙「第4編水防対策本部組織図」に修正
22	4編-6	1	水防本部体制	2	水防本部の設置	3	水防本部の分掌事務			環境部 被災地への消毒等防疫活動に関すること	環境部 被災地への消毒等防疫活動に関すること 被災地の清掃対策に関すること 被災地への応急給水に関すること 被災地の水防作業とその計画に関すること 被災地の応急対策とその計画に関すること
23	4編-6	1	水防本部体制	2	水防本部の設置	3	水防本部の分掌事務			資源循環部 被災地の清掃対策に関すること 被災地の水防作業とその計画に関すること 被災地の応急対策とその計画に関すること 被災地への応急給水の協力に関すること	削除
24	4編-7	1	水防本部体制	2	水防本部の設置	3	水防本部の分掌事務			水循環部 河川・水路・道路・土砂災害警戒区域等（土石流）の警戒監視に関すること 被災地への応急給水に関すること 被災地の水防作業とその計画に関すること 被災地の応急対策とその計画に関すること	削除
25	4編-12	2	市の水防活動							第1節 情報連絡活動 市担当 生活安全部、水循環部、関係各部	第1節 情報連絡活動 市担当 生活安全部、道路交通部、関係各部
26	4編-16	2	市の水防活動	1	情報連絡活動	2	河川に関する情報	3	水位通報	(3) 水位通報 水循環部は、多摩川及び浅川以外の河川の水位について、状況に応じて生活安全部防災課に報告する。 なお、市内の水位観測所は30か所（内訳：市6、東京都19、国5）である。	(3) 水位通報 道路交通部は、多摩川及び浅川以外の河川の水位について、状況に応じて生活安全部防災課に報告する。 なお、市内の水位観測所は30か所（内訳：市6、東京都19、国5）である。

No.	編 ページ	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	号	号タイトル	旧	新
27	4編-21	2	市の水防活動	2	水防警戒本部体制における活動	5	河川等の警戒巡視活動			水循環部、道路交通部及び消防団は、市内の水防上注意を要する河川等を巡視し、又は警戒員を配置して河川・水路施設被害、溢水・浸水箇所の状況把握及び警戒巡視を行う。 各部は所管施設周辺の被害状況等に関する情報収集などの警戒に当たる。異常を発見したときは直ちに水防警戒本部長（生活安全部長）に報告し、その指示により事態に即応した措置を講ずる。 なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、必要に応じて河川管理者等に連絡し、必要な措置を求める。	道路交通部及び消防団は、市内の水防上注意を要する河川等を巡視し、又は警戒員を配置して河川・水路施設被害、溢水・浸水箇所の状況把握及び警戒巡視を行う。 各部は所管施設周辺の被害状況等に関する情報収集などの警戒に当たる。異常を発見したときは直ちに水防警戒本部長（生活安全部長）に報告し、その指示により事態に即応した措置を講ずる。 なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、必要に応じて河川管理者等に連絡し、必要な措置を求める。
28	4編-21	2	市の水防活動	2	水防警戒本部体制における活動	6	現場での浸水防御活動			水循環部及び道路交通部は、河川水位の上昇等により堤防等の施設が決壊又はこれに準ずべき事態（道路の冠水等）が発生するおそれがあるときは、水防警戒本部長（生活安全部長）の指示に基づき、消防団等と連携し、土のう積みなどその状況に適した工法をもって防御活動を行い、浸水被害の防止に努める。	道路交通部は、河川水位の上昇等により堤防等の施設が決壊又はこれに準ずべき事態（道路の冠水等）が発生するおそれがあるときは、水防警戒本部長（生活安全部長）の指示に基づき、消防団等と連携し、土のう積みなどその状況に適した工法をもって防御活動を行い、浸水被害の防止に努める。
29	4編-21	2	市の水防活動	2	水防警戒本部体制における活動	7	活動報告、応援要請等			水循環部及び道路交通部は、警戒・防御活動の状況を、防災無線等により逐次、水防警戒本部に報告する。 水防警戒本部長（生活安全部長）は、各部の報告により、職員の応援体制を組む必要があると認めるときは、総合経営部に対し調整を指示する。 なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、気象及び河川等の状況を踏まえ、水防警戒本部体制では対応困難と認めるときは、市長に対し、その旨を報告する。	道路交通部は、警戒・防御活動の状況を、防災無線等により逐次、水防警戒本部に報告する。 水防警戒本部長（生活安全部長）は、各部の報告により、職員の応援体制を組む必要があると認めるときは、総合経営部に対し調整を指示する。 なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、気象及び河川等の状況を踏まえ、水防警戒本部体制では対応困難と認めるときは、市長に対し、その旨を報告する。
30	4編-22	2	市の水防活動	3	水防対策本部体制における活動	2	河川の防御活動等	1	決壊等の防御活動	(1) 決壊等の防御活動 水循環部、道路交通部、まちなみ整備部、産業振興部は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、消防団等と連携して土のう積みなどその損傷の状況に適した工法をもって防御活動を行い、被害を最小限に止めるよう努める。	(1) 決壊等の防御活動 道路交通部、まちなみ整備部、産業振興部は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、消防団等と連携して土のう積みなどその損傷の状況に適した工法をもって防御活動を行い、被害を最小限に止めるよう努める。
31	4編-24	2	市の水防活動	5	土砂災害の警戒活動等	1	土砂災害警戒情報、気象情報等の伝達			土砂災害警戒区域等の危険箇所 ○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（水循環部・道路交通部・生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（まちなみ整備部・生活安全部） ○ 山地災害危険地区（産業振興部） ○ その他危険と認める箇所	土砂災害警戒区域等の危険箇所 ○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（道路交通部・生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（まちなみ整備部・生活安全部） ○ 山地災害危険地区（産業振興部） ○ その他危険と認める箇所
32	4編-24	2	市の水防活動	5	土砂災害の警戒活動等	2	警戒活動			水循環部、まちなみ整備部及び道路交通部は、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を行い、前兆現象等の把握に努める。 産業振興部は、山地災害危険地区について警戒巡視を行う。 関係各部は、土砂災害が発生、又はそのおそれがあるときは、消防団等と連携し、関係住民の避難誘導を行うとともに、危険斜面をビニールシートで覆い、ロープで立ち入り規制を行う等の応急安全措置を行う。	まちなみ整備部及び道路交通部は、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を行い、前兆現象等の把握に努める。 産業振興部は、山地災害危険地区について警戒巡視を行う。 関係各部は、土砂災害が発生、又はそのおそれがあるときは、消防団等と連携し、関係住民の避難誘導を行うとともに、危険斜面をビニールシートで覆い、ロープで立ち入り規制を行う等の応急安全措置を行う。

No.	編 ページ	章	章タイトル	節	節タイトル	項	項タイトル	号	号タイトル	旧	新
33	4編-34	4	災害対策本部体制	2	災害対策本部の 運営	2	災害対策本部の 組織等			八王子市災害対策本部の組織図	別紙「災害対策本部組織図（震災・風水害共通）」に修正
34	4編-39	4	災害対策本部体制	2	災害対策本部の 運営	6	分掌事務			災害対策本部 環境部 資源循環部 ○災害時の環境保全及び環境回復に関する事 ○生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関する事 ○被災地の消毒等防疫対策に関する事 ○遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関する事 ○倒壊建物生埋め等被災者の救出に関する事 ○重傷被災者等の搬送に関する事 ○応急給水の実施の協力に関する事 ○地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関する事 ○遺体の収容及び埋葬の協力に関する事	災害対策本部 環境部 資源循環部 ○災害時の環境保全及び環境回復に関する事 ○生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関する事 ○被災地の消毒等防疫対策に関する事 ○遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関する事 ○倒壊建物生埋め等被災者の救出に関する事 ○重傷被災者等の搬送に関する事 ○応急給水に関する事 初動～ ○災害時のトイレ対策に関する事 初動～ ○地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関する事 ○遺体の収容及び埋葬の協力に関する事 ○災害派遣受入れ用地確保の協力に関する事 初動～
35	4編-39	4	災害対策本部体制	2	災害対策本部の 運営	6	分掌事務			災害対策本部 水循環部 ○応急給水に関する事 ○災害時のトイレ対策に関する事 ○土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関する事 ○災害派遣受入れ用地確保の協力に関する事	削除
36	4編-79	15	ライフライン、公共 施設等の応急対策							第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策 市担当 災害対策本部、災害対策道路局	第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策 市担当 災害対策道路局
37	4編-84	15	ライフライン、公共 施設等の応急対策	7	道路・橋りよ う・河川・水路 等の応急対策					道路管理者、河川管理者は、災害が発生したときは、震災 対策に準拠することを基本とし、各所管の道路、橋りょう、河 川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行 う。災害対策道路局及び災害対策水循環部は、市が管理する施設 の応急復旧対策を行う。	道路管理者、河川管理者は、災害が発生したときは、震災 対策に準拠することを基本とし、各所管の道路、橋りょう、河 川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行 う。災害対策道路局は、市が管理する施設の応急復旧対策を 行う。
38	共通									資源循環部 水循環部	環境部 ※No.1～37の修正を除き、全頁共通で読み替え
39	共通									災害対策本部 災害対策水循環部	災害対策本部 ※No.1～37の修正を除き、全頁共通で読み替え

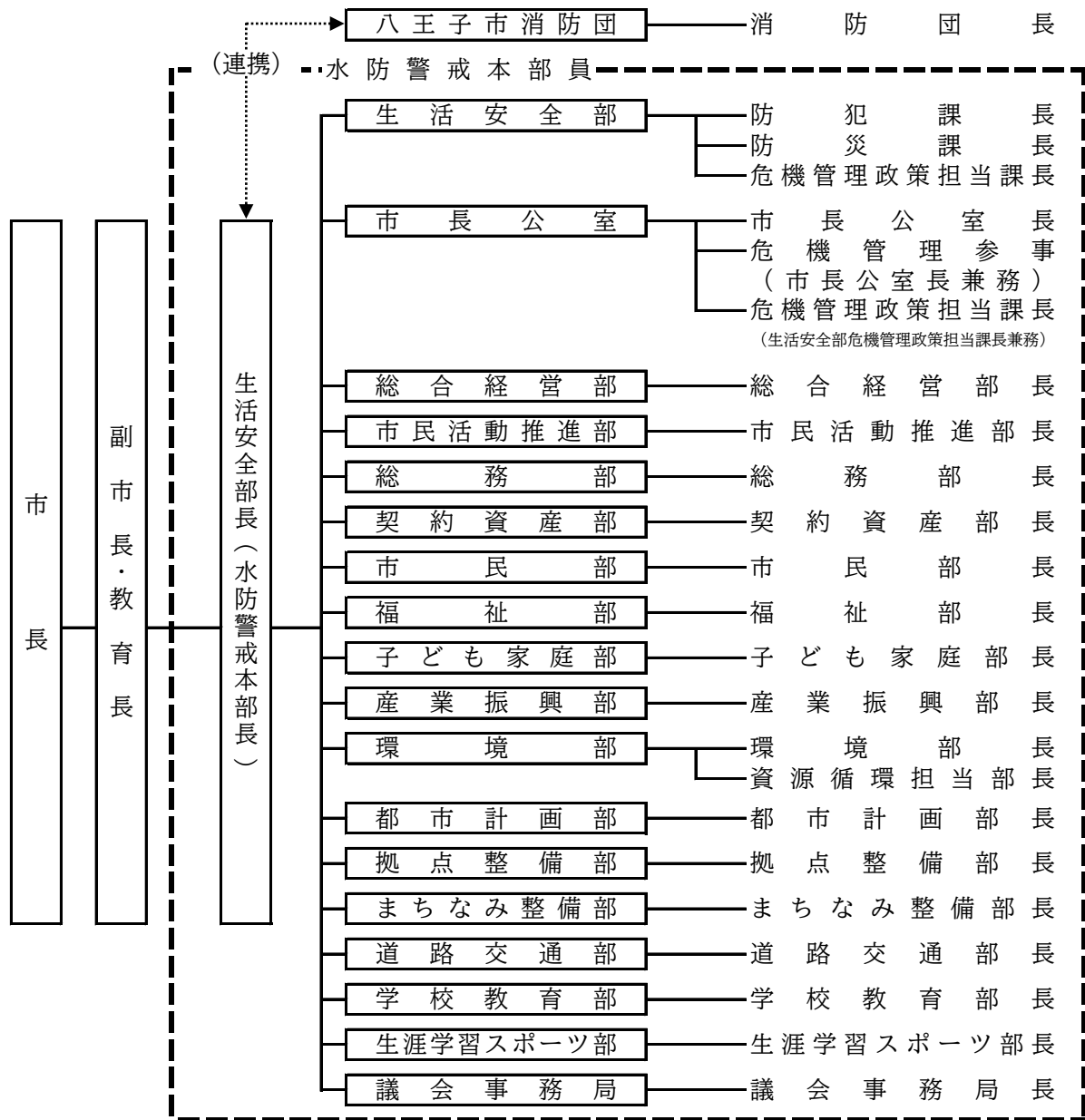
八王子市災害警戒本部組織図



八王子市災害対策本部組織図



八王子市水防警戒本部組織図



八王子市水防対策本部組織図

